

広川町ふるさと納税支援業務に関するプロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領（以下「本要領」という。）は、広川町ふるさと納税支援業務（以下「本業務」という。）について、民間事業者の専門知識や経験に基づく技術的支援を受けるため、価格面による競争のみならず、柔軟な発想に基づく企画力や外部人材の積極的活用による実行力等を総合的に評価し、最も適当と思われる者を受託候補者として選考するために実施する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に係る手続きについて必要な事項を定める。

2. 業務の概要

(1) 業務名

広川町ふるさと納税支援業務

(2) 業務の内容

別紙、「広川町ふるさと納税支援業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

※契約締結日（令和6年2月上旬予定）から令和6年3月31日までは本業務の業務開始準備期間とし、その期間に生じる費用等は受託者の負担とする。

(4) 予算規模（限度額）

令和6年度 20,000,000円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）以内とする。

※寄附金額 250,000,000円を想定

令和7年度 32,000,000円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）以内とする。

※寄附金額 400,000,000円を想定

令和8年度 64,000,000円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）以内とする。

※寄附金額 800,000,000円を想定

※予算規模（限度額）は寄附金額の8%（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）で算出
※返礼品代や配送代、ポータルサイト利用料、クレジット決済手数料等は含まない。

3. 担当部署

広川町役場 企画課 企画係

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代1804番地1

電話 0943-32-1196（企画課直通） FAX 0943-32-5176

メールアドレス kikaku@town.hirokawa.lg.jp

4. プロポーザル方式等の種別

公募型

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- ① 法人格を有していること。
- ② 地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務又は類似の業務を過去5年以内において、継続して履行した実績（同一団体において継続して2年以上の団体が3団体以上）を有する者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 令和4年度・令和5年度広川町競争入札参加資格者名簿（「その他（ふるさと納税関連業務）」）に登録されていること。未登録の場合、参加表明書の提出までに登録することとし、登録の場合には、事前に下記担当課まで連絡すること。

【競争入札参加資格者名簿の登録に関すること】

広川町役場 税務会計課 会計係

電話：0943-32-1114（直通）

メール：kaikei@town.hirokawa.lg.jp

- ⑤ 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- ⑦ 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧ プライバシーマークや情報セキュリティマネジメントシステム等（ISMS）等、第三者機関によるセキュリティ基準の認定を受けており、個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じる体制を確保でできること。
- ⑨ 広川町内又は福岡県内に営業所等を有する者、若しくはそれに準じた対応が可能である者。準じた対応とは、契約後に事業所等の新設又は移設、若しくは広川町（発注者）や返礼品提供事業者の問い合わせや依頼に応じ、迅速に訪問できる体制を整備していることを指す。

6. 業務の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順

(1) 業務全体のスケジュール

項目	日程等	
①実施の公表	令和5年11月24日(金)	本町掲示場、ホームページに掲載
②質疑の受付期間	令和5年11月24日(金)から 12月1日(金)正午必着	提出方法：電子メール
③質疑最終回答期限	令和5年12月8日(金)	電子メールでの回答及びホームページに掲載
④参加表明書の提出期間	令和5年11月24日(金)から 12月15日(金)17時必着	電子メール可(ただし押印したものをPDFにし、到着確認を行うこと)
⑤参加資格審査結果通知	令和5年12月20日(水)	参加者に通知(電子メール及び郵送)
⑥企画提案書の提出期間	令和5年12月20日(水)から 令和6年1月9日(火)17時必着	提出方法：持参又は郵送
⑦プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年1月中旬(予定)	詳細については参加者に通知(電子メール及び郵送)
⑧選定結果の通知・公表	令和6年1月下旬(予定)	参加者に通知(電子メール及び郵送)し、本町掲示場、ホームページに掲載
⑨契約締結	令和6年2月上旬(予定)	
⑩業務開始準備期間	契約締結日から令和6年3月31日(日)	
⑪運用開始	令和6年4月1日(月)	

(2) 事務手順について

① 実施の公表について

実施の公表は、令和5年11月24日(金)、広川町役場掲示場及び広川町(福岡県)公式ホームページで行う。

② 質疑応答等について

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書・企画提案書等に関する提出書類並びに業務実施に関する事項に限ることとし、評価及び審査に関する質問や提案内容に関する質問は受け付けない。

ア 受付方法 質問書(様式1)を添付し、電子メールにより下記へ送信すること。

メールアドレス kikaku@town.hirokawa.lg.jp

※件名を「広川町ふるさと納税支援業務に関する質問」とし、電話・口頭等による質問への個別対応は行わない。

イ 受付期間 令和5年11月24日(金)～12月1日(金)正午必着

ウ 回答方法 令和5年12月8日(金)までに電子メール及び広川町(福岡県)公式ホームページにより回答する。

③ 参加表明手続について

ア 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類(以下「参加表明書等」という。)を提出しなければならない。なお、提出期間中に参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、本プロポーザルに参加できない。

(i) 提出書類 各1部提出

提出書類	様式等	添付書類等
参加表明書	様式2	会社案内パンフレット等
同種業務実績調書	様式3	契約書、履行証明書の写し等
暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書	様式4	

(ii) 提出期間 令和5年11月24日(金)～12月15日(金)17時必着

(iii) 提出先 広川町役場 企画課 企画係(3. 担当部署 参照)

(iv) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

④ 参加資格要件の審査について

5に定める参加資格要件を満たすか確認を行い、令和5年12月20日(水)までに次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を電子メールにより通知し、追って文書を郵送する。

ア 参加資格を満たすと認めた者にあつては、参加資格要件を満たす旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を満たさないと認めた者にあつては、参加資格要件を満たさない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

※理由の説明要求手続きの詳細は、「参加資格審査結果通知書」に記載する。

⑤ 企画提案書の作成等について

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

ア 提出期間 令和5年12月20日(水)～令和6年1月9日(火)17時必着

イ 提出先 広川町役場 企画課 企画係(3. 担当部署 参照)

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留又は書留に限る。)

エ 提出書類及び提出部数

提出書類	様式等	提出部数等
企画提案書表紙	様式 5	1 部
参考見積書	様式自由 (A4 版)	・ 正 1 部、副 7 部 ・ 宛名は広川町長とすること。 ・ 企画提案者に対する費用は 2 (4) の 限度額以内の金額を記載すること。
業務実施体制	様式 6	8 部 (様式に記載する注意事項参照) 様式 6・7 はホチキス留めやファイルでまとめ ること。
企画提案書	様式 7	

オ 留意点

各様式に記載する注意事項等を熟読すること。また、企画提案書 は別紙に基づいて評価する。

⑥ 企画提案書の審査及び評価

ア 選定委員会の設置

企画提案書の審査及び受託候補者の特定を行うため、選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

イ 企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会において、企画提案内容をより深く理解するため、企画提案者によるプレゼンテーション及びヒアリングを別途通知した日時（令和 6 年 1 月中旬予定）、場所にて行う。なお、企画提案書の提出者が 3 者を超える場合は、参加表明書及び企画提案書等の書類審査により、プレゼンテーション及びヒアリングの対象者を選定する場合がある。この場合は、令和 6 年 1 月 12 日（金）までに非選定者に対して電子メールにより通知し、追って文書を郵送する。

※なお、参加事業者が 1 者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、選定については、委員会で決定するものとする。

ウ 企画提案書の評価基準

参加表明書及び企画提案書等の審査及び評価を行い、最優秀提案者及び次点の企画提案者を選定する。評価基準は、別紙のとおりとする。なお、審査員の平均評価点が満点（200 点）の 6 割（120 点）未満の場合、最優秀提案者又は次点の提案者には選定しない。

⑦ 受託候補者の選定及び結果の通知・公表

受託候補者の選定については、委員会における審査基準に基づき行い、速やかに、企画提案書を提出した全ての者に対して審査結果を次のとおり通知・公表する。

ア 結果の通知

令和 6 年 1 月下旬（予定）結果通知書を電子メールにより通知し、追って文書を郵送する。

イ 公表内容 受託候補者名及びその他必要な事項

ウ 公表方法 広川町（福岡県）公式ホームページによる。

エ 非特定理由の説明に関する事項

企画提案書等が選定されなかった者は、結果を通知した日から起算して7日以内に、文書（A4版様式任意）にて、広川町長に対し非特定理由についての説明を求めることができる。提出場所は、3. 担当部署とし8時30分から17時15分までに持参するものとする。回答は説明を求めることができる日の最終日から起算して7日以内に書面にて行う。

⑧ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

ア 6（2）⑥の委員会の構成員に対して、直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意図について相談を行った場合

ウ 企画提案書類等に虚偽の記載を行った場合

エ 参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行った場合

⑨ 契約に関する基本事項

ア 受託候補者との協議

受託候補者が特定された後、企画提案書の内容について、広川町と受託候補者が協議を行い、別紙「広川町ふるさと納税支援業務仕様書」を再調整する。

イ 契約の締結

町は、受託候補者から見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、受託候補者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の企画提案者と交渉する場合がある。

ウ 契約保証金

契約保証金を要する。ただし、広川町財務規則（平成19年規則第10号）（以下「財務規則」という。）第122条の規定に該当する場合は免除する。

エ 契約書の作成を要する。

7. 提案に係る費用の負担に関する事項

参加表明書及び企画提案における書類作成、提出及びヒアリング出席等、本プロポーザルへの参加に要する費用は、提出者の負担とする。

8. その他必要な事項

(1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

(3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任はすべてプロポーザル参加者が負うものとする。

(4) 提出された書類は返却しない。

- (5) 参加表明書及び企画提案書の審査を行うため、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された書類は、提出者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しない。
- (7) 本プロポーザルに関し、企画提案者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (8) 参加表明書等押印が必要なものについては、契約時に使用する印鑑を使用すること。
- (9) 提出された資料等については、広川町情報公開条例（平成 14 年条例第 24 号）に基づく開示請求があった場合は、資料等を開示することにより、今後参加者の権利、競争上の地位その他不当な利益を害する部分がある場合は、様式 8 号により申し出た部分の開示は行わない。